

## 上砂川町の給与・定員管理等について

### 1 総括

#### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (24年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 23年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
24年度	3,747	2,843,106	50,460	536,193	18.9	20.7

#### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 市町村平均 一人当たり給与費 千円
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	
24年度	55	211,412	23,806	77,776	312,994	5,691	5,330

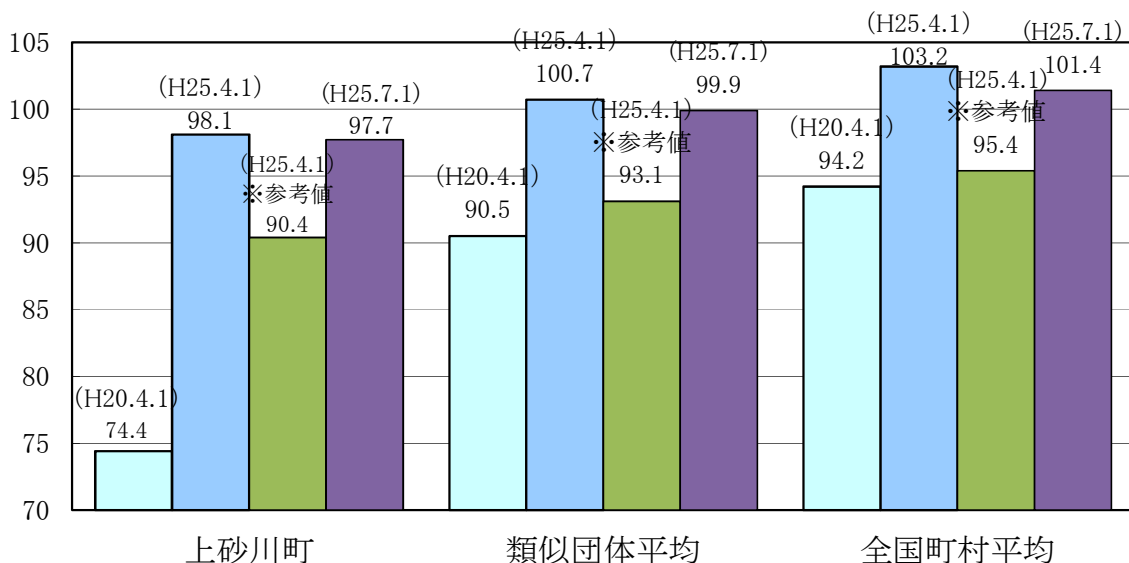
- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
 2 職員数は、平成24年4月1日現在の人数である。  
 3 職員費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

#### (3) 特記事項（平成25年4月1日現在）

（給与減額の状況）

国の要請等を踏まえた減額措置の取組	減額実施期間又は減額を実施していない場合はその理由
国と同等の給与水準抑制済。	国の給与水準以下であるため。
抑制済又は減額措置の内容	
<p>（給料）【H25.4.1ラスパイレス指数・参考値、減額時点のラスパイレス指数についても併せて記載】                  特別職：月額給料～町長20%、副町長・教育長15%削減。                  一般職：月額給料～3%削減。役職加算～6級10%、4～5級7%、3級主査以上3%。                  ラスパイレス指数：(H25.4.1)98.1（参考値90.4）、(H25.7.1時点)97.7                  (H24.4.1)98.8(参考値91.1)から0.7減少しており、全国町村平均は103.2(参考値95.4)、道内市町村の中では依然として低い指数となっている。</p> <p>（手当）                  通勤手当～片道2km以上支給。住居手当～町内居住者のみ支給（職員住宅入居者は不支給）。特殊勤務手当～2手当（夜間介護手当・夜間看護手当）</p>	

#### (4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。  
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。  
 3 「参考値」は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与削減措置が無いとした場合の値である。

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成25年4月1日現在）

### ①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
上砂川町	46.3 歳	323,900 円	352,600 円	354,700 円
北海道	45.4 歳	330,736 円	396,550 円	374,715 円
国	43.1 歳	307,220 (332,446) 円	—	376,257 (405,463) 円
類似団体	42.4 歳	303,729 円	344,876 円	330,486 円

### ②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する 民間の 類似職種	平均年齢	平均給与月 額 (B)	A/B
上砂川町	57.3 歳	2 人	229,700 円	229,700 円	235,800 円	—	—	—	—
うち学校給食員	57.3 歳	2 人	229,700 円	229,700 円	235,800 円	調理士	44.1 歳	233,100 円	98.5
その他技能労務職	— 歳	0 人	— 円	— 円	— 円	—	— 歳	— 円	—
北海道	50.3 歳	346人	334,072 円	367,668 円	366,170 円	—	—	—	—
国	49.9 歳	3,272人	272,119 (286,850) 円	—	309,534 (325,400) 円	—	—	—	—
類似団体	50.6 歳	3 人	269,866 円	296,433 円	285,100 円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
上砂川町	—	—	—
うち学校給食員	3,691,800 円	3,124,500 円	118.2
その他技能労務職	— 円	— 円	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。（平成22～24年の3ヶ年平均）

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成25年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

3 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額（国比較ベース）」の括弧書きは、給与改定・臨時特例法による給与削減措置がないとした場合の値（削減前）である。

### (2) 職員の初任給の状況（平成25年4月1日現在）

区 分		上砂川町	北海道	国
一般行政職	大 学 卒	167,034 円	165,312 円	163,987 (172,200) 円
	高 校 卒	135,897 円	134,496 円	133,418 (140,100) 円
技能労務職	高 校 卒	131,532 円	134,496 円	130,656 (137,200) 円
	中 学 卒	— 円	— 円	— 円

(注) 国家公務員欄における括弧書きは、給与改定・臨時特例法による給与削減措置がないとした場合の値（削減前）である。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成25年4月1日現在）

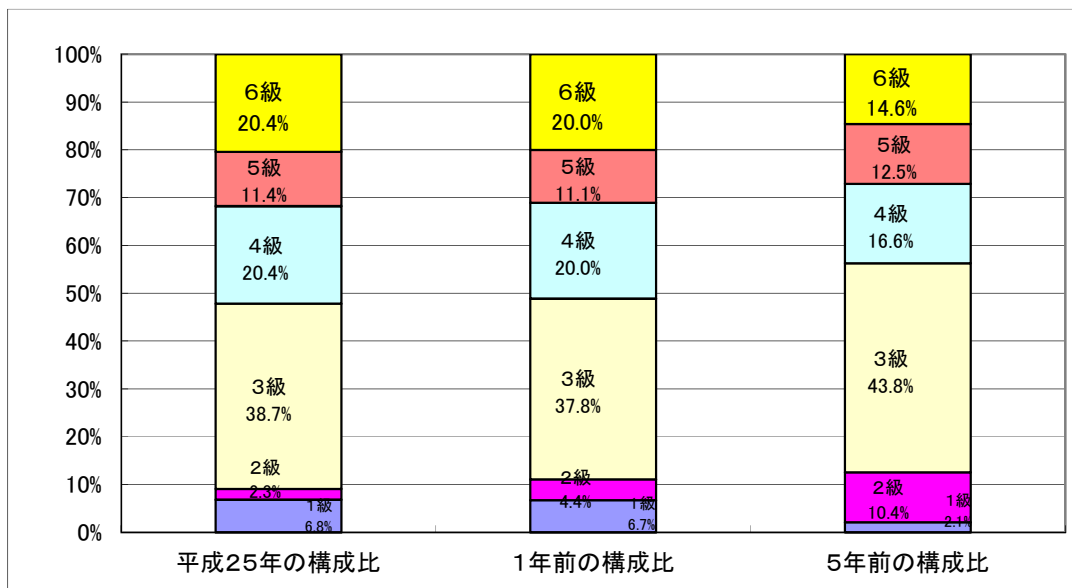
区分	学歴	経験年数 10年以上～20年未満		経験年数 20年以上～25年未満		経験年数 25年以上～30年未満		経験年数 30年以上～35年未満	
		人数	平均月額	人数	平均月額	人数	平均月額	人数	平均月額
一般行政職	大学卒	292	300円	342	300円	—	—円	391	300円
	高校卒	236	200円	290	600円	—	—円	359	700円
技能労務職	高校卒	—	—円	—	—円	—	—円	—	—円
	中学卒	—	—円	—	—円	—	—円	—	—円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成25年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号俸の給料月額	最高号俸の給料月額
1級	・ 定型的な業務を行う職務。	3人	6.8%	135,600円	243,700円
2級	・ 主査及び主任（労務職員を除く。）の職務。 ・ 相当な経験を必要とする業務を行う職務。 ・ 高度の技能又は経験を必要とする技能職員の職務。 ・ 相当な知識又は経験を必要とする労務職員の職務。	1人	2.3%	185,800円	307,800円
3級	・ 係長の職務。 ・ 特に困難な業務を処理する主査及び主任（労務職員を除く。）の職務。 ・ 特に高度の技能又は経験を必要とする技能職員の職務。	17人	38.7%	222,900円	354,700円
4級	・ 町長部局の所長、施設庁、事務長、主幹の職務。 ・ 教育委員会の主幹の職務。 ・ 特に困難な業務を処理する係長の職務。	9人	20.4%	261,900円	388,300円
5級	・ 町長部局の課長、センター長、参事、室長、特に困難な業務を処理する所長、施設長、事務長、主幹の職務。 ・ 議会事務局長。 ・ 教育委員会の次長、特に困難な業務を処理する主幹の職務。	5人	11.4%	289,200円	400,600円
6級	・ 特に困難な業務を処理する次の職務。 ・ 町長部局の課長、センター長、参事、室長、議会事務局長、教育委員会の次長	9人	20.4%	320,600円	422,600円

- (注) 1 上砂川町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
2 標準的な職務内容は、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成19年に8級制から6級制に変更している。（旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合）

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

人事評価は未実施。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

上砂川町	北海道	国
1人当たり平均支給額（平成24年度） 1,391 千円	1人当たり平均支給額（平成24年度） 1,552 千円	—
(平成24年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分	(平成24年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分	(平成24年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 3~10% ・管理職加算 6~8%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

人事評価は未実施。

(2) 退職手当（平成25年4月1日現在）

上砂川町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.03 月分	28.7875 月分	勤続20年	23.03 月分	28.7875 月分
勤続25年	32.83 月分	38.955 月分	勤続25年	32.83 月分	38.955 月分
勤続35年	46.55 月分	55.86 月分	勤続35年	46.55 月分	55.86 月分
最高限度額	55.86 月分	55.86 月分	最高限度額	55.86 月分	55.86 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置（2%~20%加算）		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置（2%~20%加算）	
1人当たり平均支給額	10,348 千円	22,309 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成24年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

(平成25年4月1日現在)

支給実績（平成24年度決算）			千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成24年度決算）			千円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%

(4) 特殊勤務手当（平成25年4月1日現在）

支給実績（平成24年度決算）	2,265 千円			
支給職員1人当たり平均支給年額（平成24年度決算）	141,600 円			
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成24年度）	7.9 %			
手当の種類（手当数）	2			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (24年度決算)	左記職員に対する 支給単価
夜間介護手当	夜間介護業務に従事した職員	夜間の入所者に対する介護	1,087 千円	1回当たり2,480円
夜間看護手当	夜間看護業務に従事した職員	夜間の入所者に対する看護	1,178 千円	1回当たり3,100円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（平成24年度決算）	5,357 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成24年度決算）	70 千円
支給実績（平成23年度決算）	3,244 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成23年度決算）	35 千円

(6) その他の手当（平成25年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成24年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成24年度決算)
扶養手当	国公どおり	同		15,880 千円	378,100 円
住居手当	借家～国公どおり 持家～月額5,000円 町内居住者のみ支給	異	支給単価等	1,640 千円	96,500 円
通勤手当	支給要件～国公どおり 支給額～45,000円以下の 運賃等相当額を支給	異	支給上限額等	2,828 千円	74,400 円
管理職手当	課長職8%、主幹職6%	異	支給率	11,835 千円	657,500 円

5 特別職の報酬等の状況（平成25年4月1日現在）

区分	給料	月額	額等	
給料	市区町村長 ( 694,000 円 ) ( 867,000 円 )	(参考) 類似団体における最高/最低額 840,000 円 / 230,400 円	705,000 円 / 385,000 円	
	副市町村長 ( 594,000 円 ) ( 699,000 円 )			
	収入役 ( 円 )			
報酬	議長 ( 270,600 円 ) ( 279,000 円 )	395,000 円 / 140,000 円	310,000 円 / 115,000 円	
	副議長 ( 214,400 円 ) ( 221,000 円 )			
	議員 ( 179,500 円 ) ( 185,000 円 )			
期末手当	市区町村長 副市町村長 収入役	(平成24年度支給割合) 3.95 月分		
	議長 副議長 議員	(平成24年度支給割合) 3.95 月分		
退職手当	市区町村長 副市町村長 収入役	(算定方式) 694,000円×在職年数×5.126月	(1期の手当額) 14,229,776 円	(支給時期) 退職後1月以内
		594,000円×在職年数×3.234月	7,683,984 円	退職後1月以内
備考				

- (注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。  
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 6 職員数の状況

### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

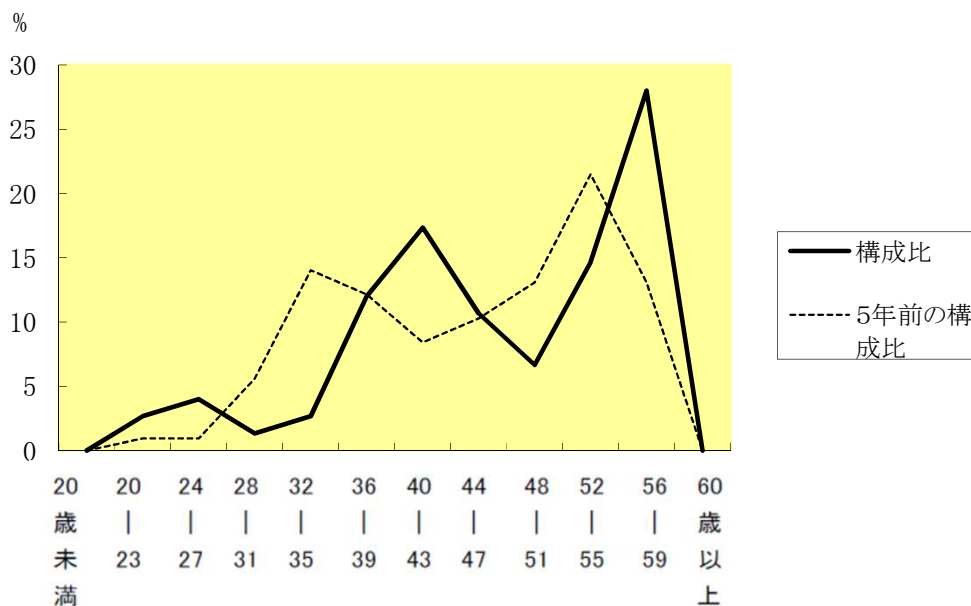
(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由	
		平成25年	平成24年			
普通会計部門	議会	2	2	0	休職者の課付	
	総務	17	16	1		
	税務	3	3	0		
	一般行政部門	民生	17	10	7	組織・機構の見直しによる増
		衛生	13	11	2	
		商工	3	3	0	組織・機構の見直しによる増
		土木	4	3	1	
	計	59	48	11	<参考> 人口1万人当たり職員数 152.12 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 181.12 人)	
	教育部門	9	8	1	組織・機構の見直しによる増	
	消防部門	0	0	0		
	小 計	68	56	12	<参考> 人口1万人当たり職員数 176.14 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 218.32 人)	
公営会計事業部等門	水道	3	2	1	組織・機構の見直しによる増	
	下水道	1	1	0		
	その他	3	20	▲17	組織・機構の見直しによる減	
	小 計	7	23	▲16		
合 計		75 [ 153 ]	79 [ 153 ]	▲4 [ 0 ]	<参考> 人口1万人当たり職員数 200.16 人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 [ ]内は、条例定数の合計である。

### (2) 年齢別職員構成の状況 (平成25年4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳 以上	計
職員数	人 2	人 3	人 1	人 2	人 9	人 13	人 8	人 5	人 11	人 21	人 0	人 75	

### (3) 職員数の推移

(単位：人・%)

年 度 部門別	20年	21年	22年	23年	24年	25年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	54	51	51	50	48	59	5 (9.3)
教育	7	8	8	7	8	9	2 (28.6)
消防	17	17	16	15	0	0	△17 (△100.0)
普通会計計	78	76	75	72	56	68	△10 (△12.8)
公営企業等会計計	30	26	24	24	23	7	△23 (△76.7)
総合計	108	102	99	96	79	75	△33 (△30.6)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

## 7 公営企業職員の状況

### (1) 水道事業

#### ① 職員給与費の状況

##### ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 23年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
24年度	176,736	0	18,347	10.4	9.4

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
24年度	3	10,876	811	3,362	15,049	5,016	6,258

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。  
 2 職員数は、平成24年3月31日現在の人数である。  
 3 職員数3名のうち2名は臨時職員である。

##### イ 特記事項

一般行政職と同様の給与制度等の状況であるため、以下省略。